③　次に掲げる要件をすべて満たす建設業法上の建設工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を、落札決定の日の翌日から起算して原則７日以内に、本件工事に専任で配置できること。
（監理技術者又は主任技術者）
ア　一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ここでいう同等以上の資格を有する者とは、一級建築士の免許を有する者又は一級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると国土交通大臣が認定した者とする。
イ　平成９年度以降に完成した鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、建築基準法上の最高の高さ地上100m以上かつ延床面積50,000㎡以上の事務所ビル又は事務所を含む複合用途ビルの新築工事に監理技術者、主任技術者又はそれと実質的に同等以上の技術者として12か月以上従事した経験を有する事。
ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。
エ　主任技術者又は監理技術者にあっては、資料の提出期限日において入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
なお、恒常的雇用関係とは、資料の提出期限日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいうが、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⑶　共同企業体の代表者以外の構成員　次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
①　建設業法第27条の29に基づく総合評定値が、建築一式工事の場合は1,200点以上、その他の場合は1,100点以上であること。
②　次の施工実績を有すること。
ア　建築一式工事で参加する者　平成９年度以降に完成した、鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、建築基準法上の最高の高さ地上100m以上かつ延床面積50,000㎡以上の建物の新築工事を、建築一式工事として元請で施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上に限るものとし、共同企業体が互いに異なる工事種別で構成された場合は、建築一式工事を主として施工していること。）。
イ　建築一式工事以外で参加する者　平成９年度以降に完成した、鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、建築基準法上の最高の高さ地上100m以上かつ延床面積50,000㎡以上の建物の新築工事を、建築一式工事以外の工事種別で元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上に限るものとし、共同企業体が互いに異なる工事種別で構成された場合は、本件工事で担当する工事種別の分野を主として施工していること。）
③　建設業法に定める建設工事業に係る国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を、本件工事に専任で配置できること。

⑷　共同企業体の構成
①　結成方法　自主結成とする。
②　代表者の要件
ア　代表者は、共同企業体の構成員のすべてが建築一式工事の場合、構成員中出資比率が最大である者とする。
イ　代表者は、上記ア以外の場合、建築一式工事を担当する者であって、かつ、構成員において決定された者とする。
③　共同企業体の存続期間　共同企業体の存続期間は、共同企業体が認定されたときから最終工事の引渡完了後、発注者の承認を得た日までとする。ただし、落札者以外の者にあっては、共同企業体が認定されたときから本工事の契約が締結されたときまでとする。
④　共同企業体の名称　共同企業体の名称は、「名駅一丁目計画（仮称）新築工事共同企業体」とする。
⑤　共同企業体の協定方法　協定書は、発注者が別に示す「共同企業体協定書」様式による。なお、共同企業体の構成員のすべてが建築一式工事による場合は、共同企業体協定書（甲型）を使用し、これ以外の場合は共同企業体協定書（乙型）を使用すること。

３　総合評価に関する事項
⑴　入札の評価に関する基準　本工事の総合評価に関する評価項目は、次のとおりとする。
①　施工計画及び品質管理に関する提案
②　工程管理に関する提案
③　地下函体・鉄道近接工事に関する提案
⑵　総合評価の方法
①　標準点　競争参加資格を満たした入札参加者には標準点100点を与える。
②　加算点　加算点は⑴「入札の評価に関する基準」に示す評価項目について合計点（満点15点）を与える。評価にあたっては、提出された資料の内容についてヒアリングを実施する。なおヒアリングの結果によっては、加算点を減点することがある。
③　総合評価は、標準点、加算点の合計を、入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。
⑶　落札者の決定方法
①　入札参加者は、採用された入札時ＶＥ提案、価格及び企業の技術力をもって入札し、次のア及びイのすべての要件を満たす者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当と認められるときは、次のア及びイのすべての要件を満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
ア　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
イ　総合評価落札方式に係る技術提案が最低限の要求要件（総合評価落札方式に係る技術提案が記載されていること。）を満たしていること。
②　①において、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、落札者を抽選により決定する。
③　全ての入札参加者が予定価格の制限範囲外であった場合、随意契約に移行する。この場合、総合評価における評価値によらず、最低価格を提示した者を価格協議の第一順位者とし、以下、提示価格に応じて価格協議順位を決定する。

４　入札手続等
⑴　担当部署　〒100―8798 東京都千代田区霞が関１－３－２　郵便局株式会社不動産部（開発担当）電話03―3504―4321
⑵　入札説明書等の交付期間、場所及び方法等　第１回目の入札説明書等は、平成24年４月４日から平成24年４月18日までに、第２回目の図面及び仕様書等（以下「図面等」という。）は、契約責任者から競争参加資格があると認められた者に限り、平成24年４月25日から平成24年６月15日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時00分から午後４時00分（正午から午後１時00分までを除く。）までの間、上記４⑴の担当部署において、貸与する。ただし、第１回目の入札説明書等の貸与にあたっては、５⑾に示す資料を持参すること。これらの提出が無い場合は、入札説明書等の貸与は行わない。なお、郵送（送料実費負担）を希望する者は担当部署へ連絡すること。
⑶　申込書及び資料の提出期間、場所及び方法等　平成24年４月４日から平成24年４月18日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時00分から午後４時00分まで（正午から午後１時までを除く。）の間に、上記４⑴の担当部署へ持参又は郵送（書留郵便等で配達の記録が残るものとし、最終日までに必着とする。）により提出すること。電送（ファクシミリ等）によるものは受け付けない。
⑷　共同企業体の場合における、共同企業体協定書（副本１部）及び代表者への入札等に係る委任状の提出期間、場所及び方法　上記４⑶に同じ。
⑸　入札時ＶＥ提案の提出期間、場所及び方法等　契約責任者から競争参加資格があると認められた者は、入札時ＶＥ提案を提出すること。平成24年４月25日から平成24年６月15日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時00分から午後４時00分まで（正午から午後１時までを除く。）の間に、上記４⑴の担当部署へ持参又は郵送（書留郵便等で配達の記録が残るものとし、最終日までに必着とする。）により提出すること。電送（ファクシミリ等）によるものは受け付けない。